

七戸町公共下水道事業・農業集落排水事業
経営戦略【改訂版】

農業集落排水編

令和6年3月

七 戸 町 上 下 水 道 課

目 次

1. 経営戦略策定の趣旨	1
1.1 経営戦略策定の目的	1
1.2 経営戦略の位置付け	2
1.3 対象とする事業	2
1.4 計画期間	2
2. 農業集落排水事業の現状と課題	3
2.1 農業集落排水事業の概要	3
2.2 農業集落排水区域の状況	4
2.3 農業集落排水事業の経営状況	14
2.4 既経営戦略に基づく取組みの評価	24
3. 経営の基本方針	25
4. 建設投資・財源計画	26
4.1 建設投資計画	26
4.2 起債償還費	26
5. 使用料収入の見通し	27
5.1 将来人口予測	27
5.2 有収水量	29
5.3 農業集落排水施設使用料	29
6. 投資・財政計画（収支計画）	31
7. 効率化・経営健全化への取組	37
7.1 組織、人材、定員、給与に関する事項	37
7.2 広域化に関する事項	37
7.3 民間の資金・ノウハウの活用等に関する事項	38
7.4 その他の経営基盤の強化に関する事項	38
7.5 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の 不足額がある場合にはその解消策	38
7.6 資金管理・調達に関する事項	38
7.7 情報公開に関する事項	38
7.8 その他重点事項	38
7.9 目標に向けたロードマップ	39
7.10 経営戦略の進捗管理	40

1. 経営戦略策定の趣旨

1.1 経営戦略策定の目的

七戸町は、青森県の東部、上北郡の西北に位置し、東から北は東北町、南は十和田市、西は八甲田連峰で県都青森市、平内町と接し、総面積 337.23km² を有する自然環境豊かな内陸部の農業を基幹産業とする町である。なお、現在の七戸町は、平成 17 年 3 月 31 日に旧天間林村との合併により誕生した。

本町の農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能保持、農村生活環境の改善等を目的に、平成 11 年度に事業着手し、平成 17 年度には整備が完了している。

農業集落排水施設により汚水を処理することは、七戸町的生活環境保全、自然環境保全に重要な役割を果たしており、将来にわたり安定的に事業を継続していくことが重要である。

一方で、人口減少による収入の減少、施設の老朽化に伴う改築費用の増加等、農業集落排水事業を取り巻く環境は、今後増々厳しくなることが予想され、事業継続のためには、将来の経営環境を見越した中長期的な視点で、計画的に運営していくことが求められる。

七戸町農業集落排水事業においても、将来にわたってその事業を継続させるため、現況の把握、課題の抽出、将来の見通しとそれに対する対策を取りまとめた「経営戦略」を平成 30 年度に策定した。しかし、令和 5 年度現時点で策定から 5 年が経過し、町の人口動向、賃金や物価の上下動など、事業運営に関わる様々な要素が変化した。

さらに、本町の農業集落排水事業は、令和 6 年 4 月から地方公営企業法適用企業へと移行する計画である。

これらを踏まえ、下水道事業の経営・投資の合理化及び持続可能な下水道事業運営を図ることを目的に、経営戦略の改定を行う。

現況の把握、課題の抽出、将来の見通しとそれに対する対策を取りまとめた「経営戦略」を策定し、これに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより経営基盤の強化を図るものである。

1.2 経営戦略の位置付け

平成26年8月に総務省から通知された『公営企業の経営に当たっての留意事項について』において、経営基盤の強化、財政マネジメントに取り組むための「経営戦略」の策定が要請された。さらに、令和4年1月の同省の通知『「経営戦略」の改定推進について』では、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、「経営戦略」を3年から5年以内に見直すことの要請が記された。これと同時に、「経営戦略策定・改定マニュアル」及び「経営戦略の策定に関するQ&A」が改定され、「経営戦略確認リスト」に必須項目等が追加された。

そこで、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として平成30年度に策定した「七戸町公共下水道事業経営戦略」について、これまでの取組成果の検証・評価を行い、より質の高い「経営戦略」に改定する。

1.3 対象とする事業

対象事業	七戸町農業集落排水事業
------	-------------

1.4 計画期間

経営戦略の計画期間は、総務省から発刊されている「経営戦略策定・改定ガイドライン改訂版(平成31年3月29日)」によると、“事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定すること”となっている。

本経営戦略では令和6年度から令和15年度の10年間を計画期間とする。

なお、上記期間内であっても、行政・社会経済環境の変化等により内容を見直す必要がある場合には、随時変更を行うものとする。

計画期間	令和6年度～令和15年度(10年間)
------	--------------------

2. 農業集落排水事業の現状と課題

2.1 農業集落排水事業の概要

本町の農業集落排水事業は中野西地区（旧天間林村）と四ヶ村地区（旧天間林村）の2地区で実施している。

中野西地区は、計画区域 42.1ha、計画人口 460 人を対象に平成 11 年度に事業に着手、平成 15 年度に供用を開始している。四ヶ村地区は、計画区域 79.3ha、計画人口 780 人を対象に平成 14 年度に事業に着手、平成 18 年度に供用を開始している。

農業集落排水事業の概要を表 4.2.1 に示す。

表 4.2.1 農業集落排水事業の概要

地区名	旧町村	区域面積 (ha)	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	着工年度	完了年度	供用開始年
中野西	天間林	42.1	460	112	H11年	H14年	H15年
四ヶ村	天間林	79.3	780	198	H14年	H17年	H18年



2.2 農業集落排水区域の状況

平成25年度から令和4年度の直近10年間の処理区域内人口、水洗化人口等の推移を表4.2.2に示す。

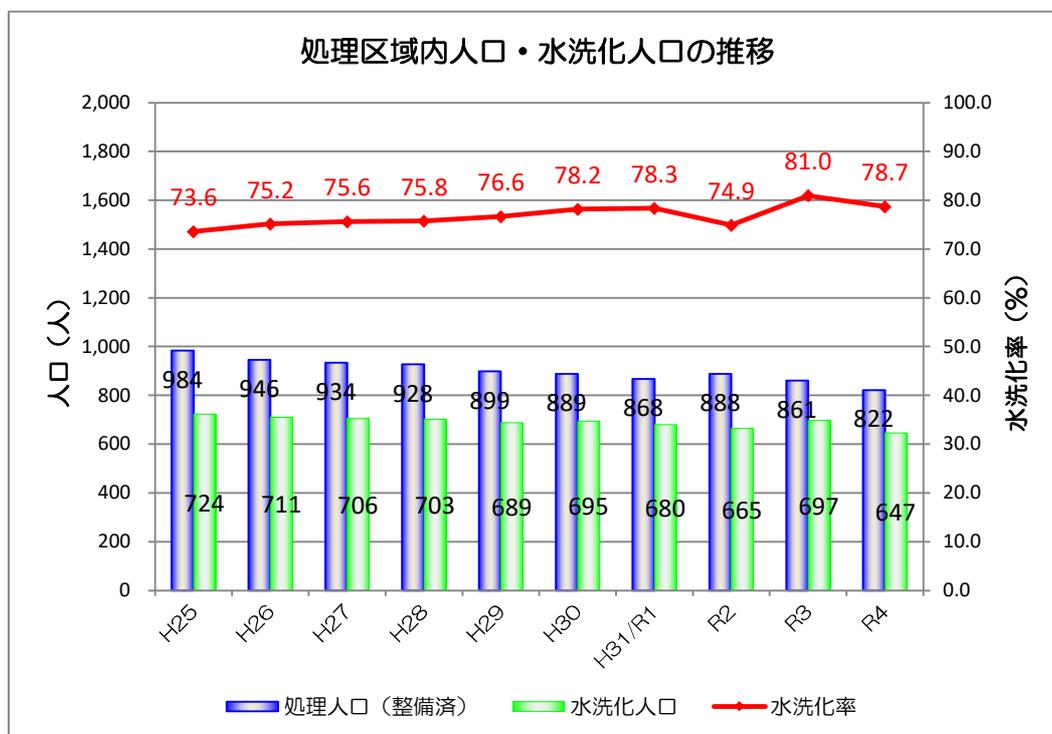
表4.2.2 農業集落排水区域の状況

項目	単位	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全体計画面積 ①	ha	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4
整備面積 ②	ha	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4	121.4
整備率 ③=②/①	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
行政人口(町) ④	人	16,871	16,655	16,382	16,118	15,904	15,603	15,286	14,994	14,769	14,478
処理区域内行政人口 ⑤	人	984	946	934	928	899	889	868	888	861	822
処理人口(整備済) ⑥	人	984	946	934	928	899	889	868	888	861	822
普及率 ⑦=⑥/④	%	5.8	5.7	5.7	5.8	5.7	5.7	5.7	5.9	5.8	5.7
普及率(処理区内) ⑧=⑥/⑤	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化人口 ⑨	人	724	711	706	703	689	695	680	665	697	647
水洗化率 ⑩=⑨/⑥	%	73.6	75.2	75.6	75.8	76.6	78.2	78.3	74.9	81.0	78.7
有収水量 ⑪	千m ³ /年	49.1	49.8	50.1	49.3	49.2	49	51	50	49	49

出典：「決算統計(H25~R4)」より

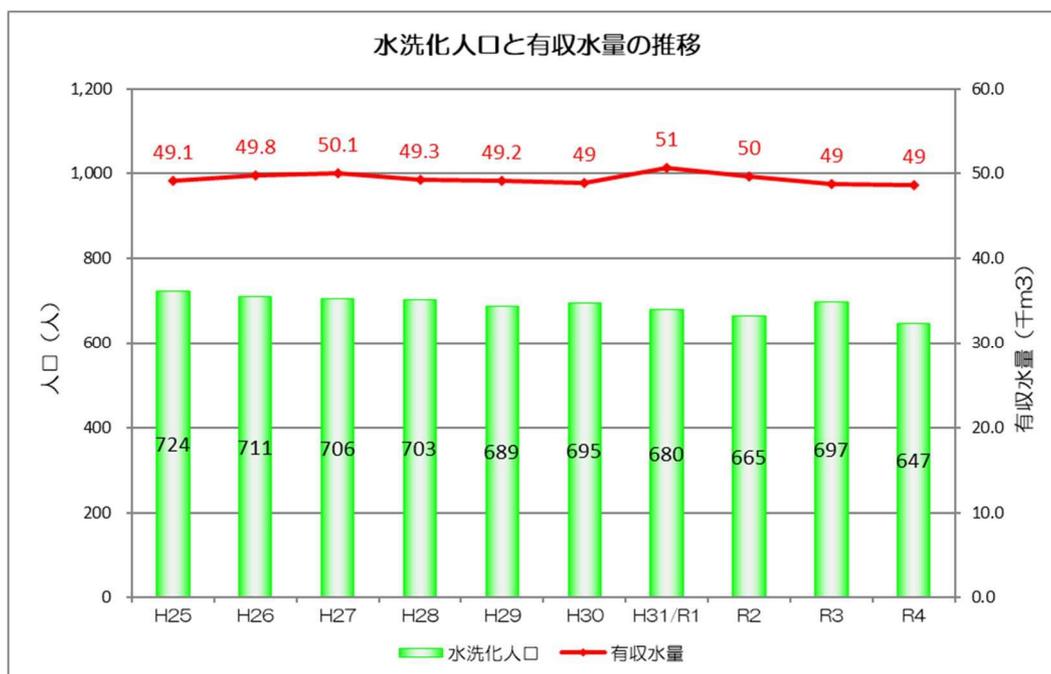
(1) 水洗化の状況

令和4年度末現在、処理区域内人口822人の内、647人が農業集落排水施設に接続しており、水洗化率(水洗化人口/処理区域内人口)は78.7%となっている。



(2) 使用水量の状況

農業集落排水施設使用料の対象となる有収水量は令和4年度末現在、約49千m³/年となっており、横ばいから微減で推移している。



(3) 管渠の整備状況

農業集落排水施設の管渠布設工事は、主に平成11年度から平成17年度に実施しており、総整備延長は約15.6kmとなっている。

汚水管渠の管種は使用用途、埋設条件等により選定しているが、耐酸性があり経済性に優れる硬質塩化ビニル管を主体に整備が行われている。

表 4.2.3 汚水管渠の整備延長

年度	塩ビ					小計	SUS等			合計	累計
	φ50	φ75	φ100	φ150	φ200		φ75	φ200	小計		
平成11年度				475.8		475.8				475.8	475.8
平成12年度	685.3	566.3		2,170.8	1,518.1	4,940.5				4,940.5	5,416.3
平成13年度				42.0	75.0	117.0				117.0	5,533.3
平成14年度	516.1			1,223.0	1,029.5	2,768.6	12.5		12.5	2,781.1	8,314.4
平成15年度	514.5	101.0	378.0	1,763.4	1,841.4	4,598.3				4,598.3	12,912.7
平成16年度	340.0	169.5		311.2	856.0	1,676.7				1,676.7	14,589.3
平成17年度			300.1	190.0	535.3	1,025.4				1,025.4	15,614.7
平成18年度											15,614.7
平成19年度											15,614.7
平成20年度											15,614.7
平成21年度											15,614.7
平成22年度											15,614.7
平成23年度											15,614.7
平成24年度											15,614.7
平成25年度			9.2			9.2		4.4	4.4	13.6	15,628.4
平成26年度											15,628.4
平成27年度											15,628.4
平成28年度											15,628.4
平成29年度											15,628.4
合計	2,055.9	846.0	678.1	6,176.2	5,855.3	15,611.5	12.5		16.9	15,628.4	

※塩ビ：硬質塩化ビニル管、硬質塩化ビニル管（リブ付）
 ※SUS等：ステンレス管、ノンフリージング管

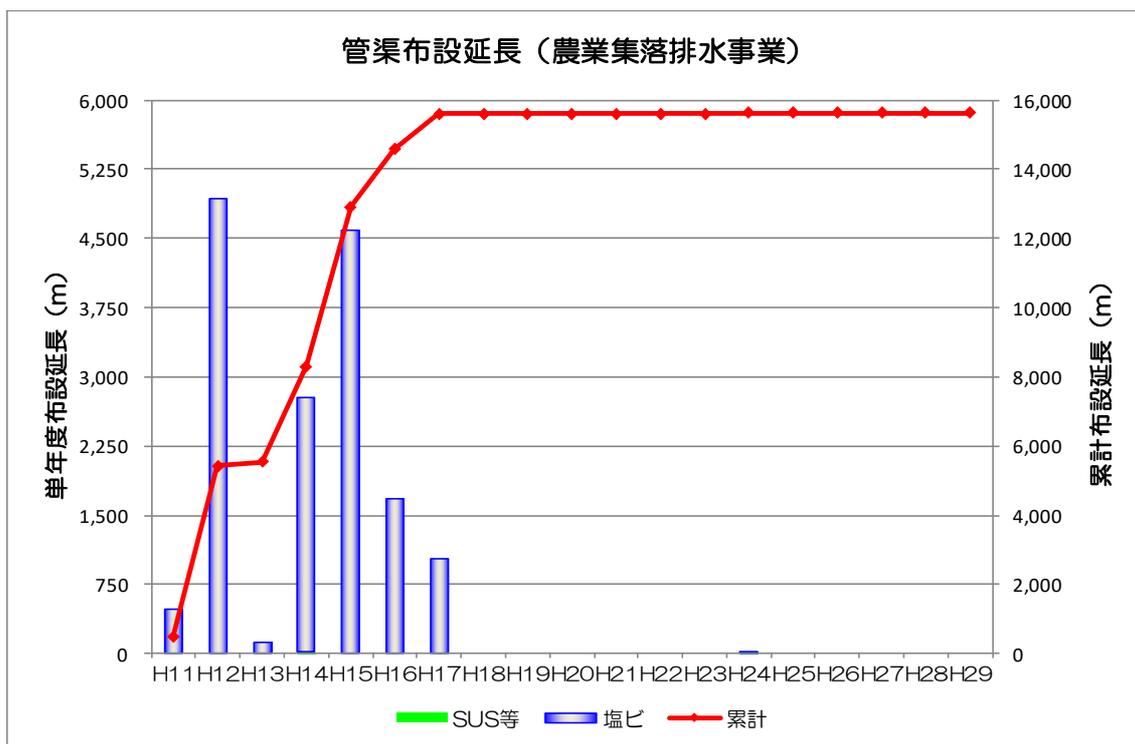


表 4.2.4 污水管渠の整備延長（中野西地区）

(単位：m)

年 度	塩ビ				小計	SUS		合計	累計
	φ50	φ75	φ150	φ200		φ75	小計		
平成11年度			475.8		475.8			475.8	475.8
平成12年度	685.3	566.3	2,170.8	1,518.1	4,940.5			4,940.5	5,416.3
平成13年度			42.0	75.0	117.0			117.0	5,533.3
平成14年度			198.0	69.5	267.5	12.5	12.5	280.0	5,813.2
平成15年度									5,813.2
平成16年度									5,813.2
平成17年度									5,813.2
平成18年度									5,813.2
平成19年度									5,813.2
平成20年度									5,813.2
平成21年度									5,813.2
平成22年度									5,813.2
平成23年度									5,813.2
平成24年度									5,813.2
平成25年度									5,813.2
平成26年度									5,813.2
平成27年度									5,813.2
平成28年度									5,813.2
平成29年度									5,813.2
合計	685.3	566.3	2,886.6	1,662.6	5,800.7	12.5	12.5	5,813.2	

※塩ビ：硬質塩化ビニル管、硬質塩化ビニル管（リップ付）

※NFP：ノンフリージング管

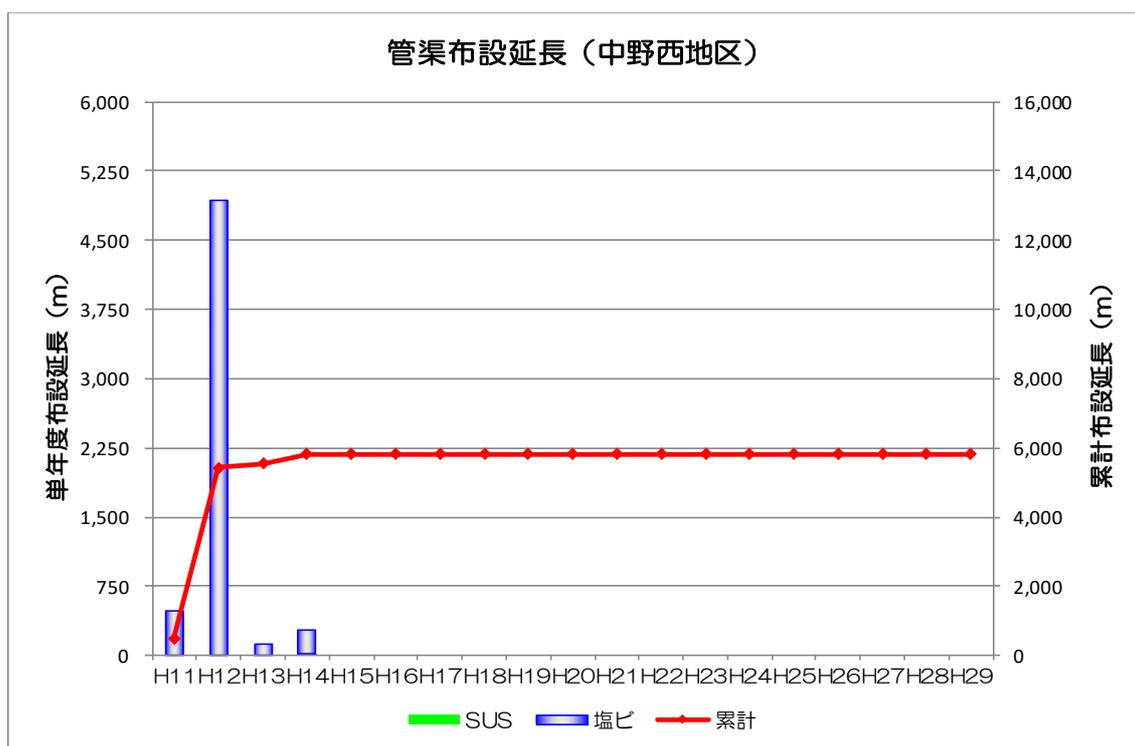


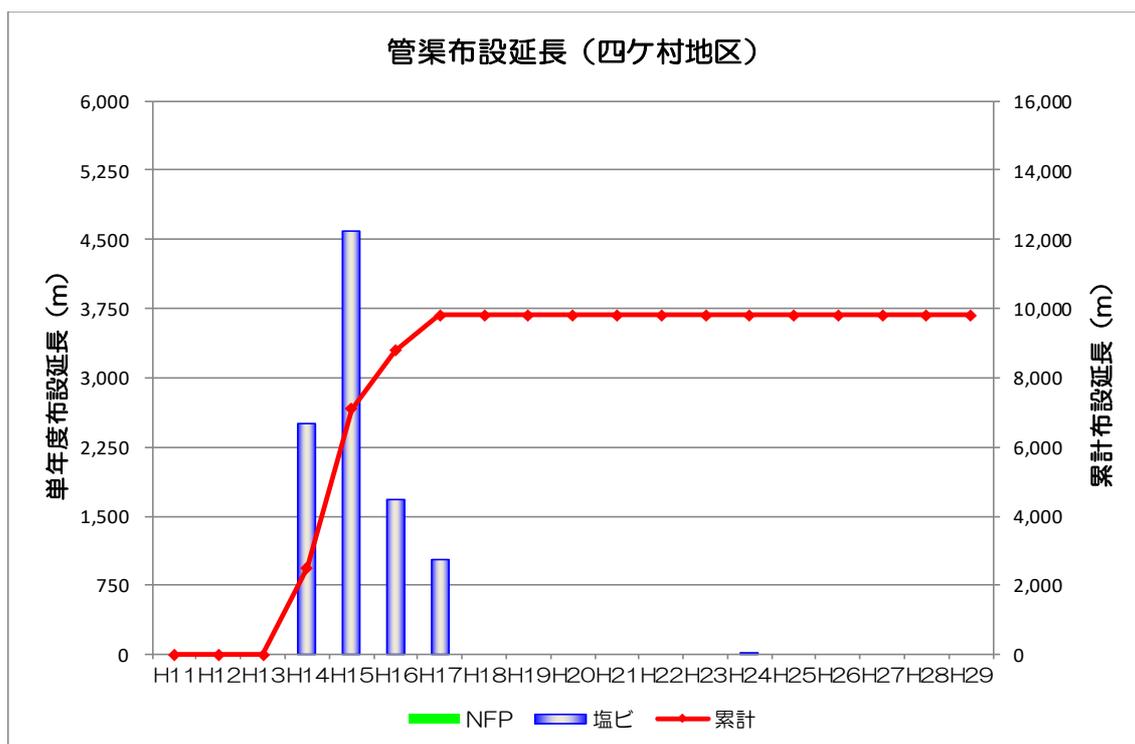
表 4.2.5 污水管渠の整備延長（四ヶ村地区）

(単位：m)

年度	塩ビ					小計	NFP		合計	累計
	φ50	φ75	φ100	φ150	φ200		φ200	小計		
平成11年度										
平成12年度										
平成13年度										
平成14年度	516.1			1,025.0	960.0	2,501.1			2,501.1	2,501.1
平成15年度	514.5	101.0	378.0	1,763.4	1,841.4	4,598.3			4,598.3	7,099.4
平成16年度	340.0	169.5		311.2	856.0	1,676.7			1,676.7	8,776.1
平成17年度			300.1	190.0	535.3	1,025.4			1,025.4	9,801.5
平成18年度										9,801.5
平成19年度										9,801.5
平成20年度										9,801.5
平成21年度										9,801.5
平成22年度										9,801.5
平成23年度										9,801.5
平成24年度		9.2				9.2	4.4	4.4	13.6	9,815.1
平成25年度										9,815.1
平成26年度										9,815.1
平成27年度										9,815.1
平成28年度										9,815.1
平成29年度										9,815.1
合計	1,370.6	279.7	678.1	3,289.6	4,192.7	9,810.7	4.4	4.4	9,815.1	

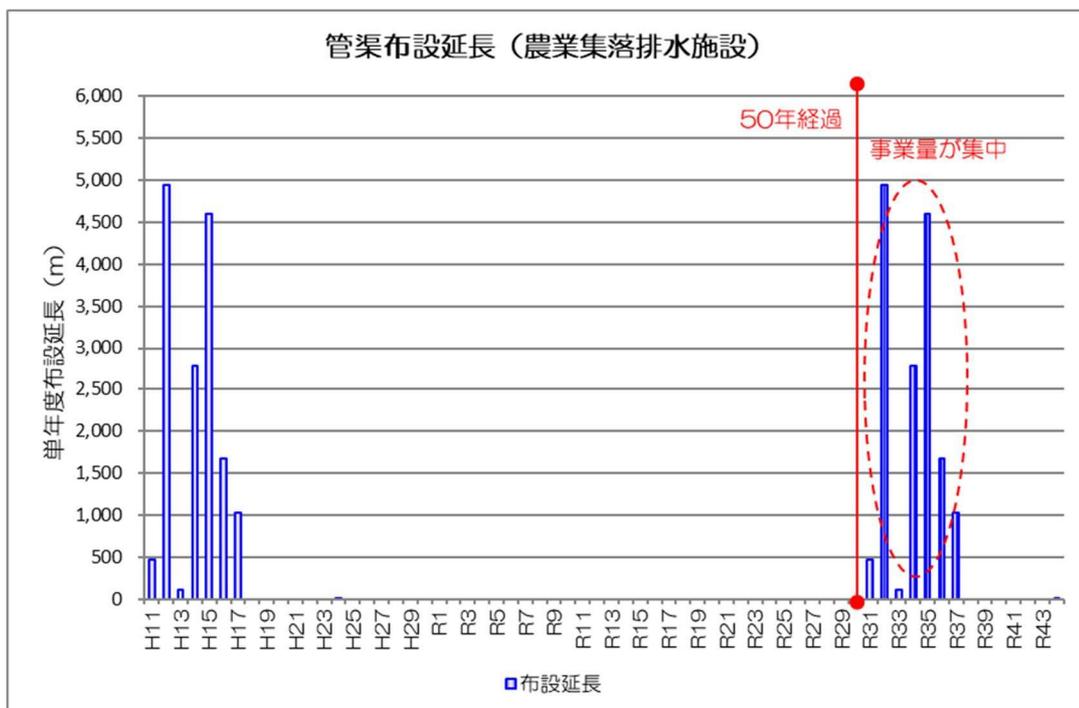
※塩ビ：硬質塩化ビニル管、硬質塩化ビニル管（リブ付）

※NFP：ノンフリージング管



整備した管渠は恒久的に使用できるわけではなく、持続的に下水道施設を利用するためには、将来、全ての管渠の更新が必要となる。

単純に標準耐用年数である50年で更新を行うと仮定すると、令和32年前後に事業が集中する。事業費の集中は財政面での不安材料となることから、ストックマネジメント計画を策定し、施設の延命化を図りつつ、事業量の平準化を推進していく必要がある。



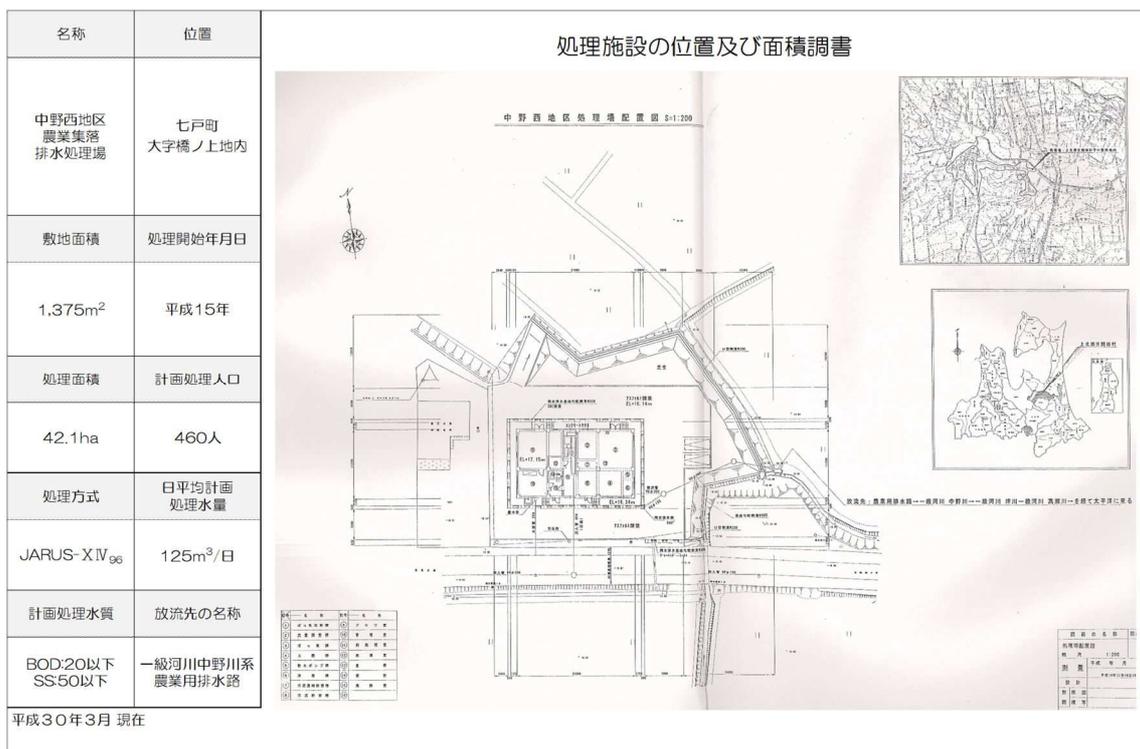
(5) 処理場施設の整備状況

終末処理場である中野西地区農業集落排水処理場は平成15年度、四ヶ村地区農業集落排水処理場は平成18年度にそれぞれ運転を開始している。設備機器に関しては標準耐用年数(10年~15年)を経過している施設も多数あることから、町民へ「安心で快適な暮らし」の提供を継続するためには、機能診断調査や最適整備構想策定などを行い、施設の延命化を図りつつ、計画的な更新を行っていく必要がある。

表 4.2.6 処理場設備概要 (中野西地区)

設備名称	機器名称	機器仕様	数量	設置年度	標準耐用年数(年)	経過年数(年)	更新時期
ばっ気沈砂槽設備	自動粗目スクリーン	目幅50mm 電動機0.025kw	1基	H15	15	15	H30
	沈砂排出ポンプ	エアリフトポンプ80A	1台	H15	15	15	H30
	破砕機	能力220~1440m ³ /日 電動機0.2kw	1台	H15	15	15	H30
	細目スクリーン(手掻式)	目幅20mm	1基	H15	15	15	H30
	ばっ気沈砂ブロワ	陸上型ルーツブロワφ20mm 電動機0.4kw	1台	H15	20	15	H35
	散気装置	散気管20A	1基	H15	10	15	H25
流量調整槽設備	散水装置		1基	H15	15	15	H30
	流量調整ポンプ	水中汚水汚物ポンプ(着脱式) φ50mm×0.086m ³ /分×8.0m 電動機0.75kw	2台	H15	15	15	H30
	水中攪拌装置	水中攪拌機(ミキサータイプ) 電動機0.75kw	1台	H15	15	15	H30
	自動微細目スクリーン	目幅2.0mm 電動機0.025kw	2台	H15	15	15	H30
ばっ気槽設備	し渣脱水機	二輪スクリュウ式 電動機0.1kw	1台	H15	15	15	H30
	ばっ気ブロワ	陸上型ルーツブロワ(インバータ制御) φ50mm×1.10m ³ /分×48.1kpa 電動機1.5kw	3台	H15	20	15	H35
	ばっ気攪拌機	水中エアレーター 電動機1.5kw	1台	H15	15	15	H30
	散水装置	ノズル4ヶ/槽	1式	H15	15	15	H30
	空気流量計	オリフィスプレート式φ65mm	1基	H15	10	15	H25
沈殿槽設備	汚泥引抜ポンプ	エアリフトポンプφ75mm×φ125mm PVC	1台	H15	15	15	H30
散水ポンプ場設備	散水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ(着脱式) φ50mm×0.07m ³ /分×16.5m 電動機0.75kw	1台	H15	15	15	H30
消毒槽設備	消毒器	PVC製 固形塩素充填式 7kg	1基	H15	10	15	H25

※台帳を基に作成



第4編 農業集落排水事業

表 4.2.7 処理場設備概要（四ヶ村地区）

設備名称	機器名称	機器仕様	数量	設置年度	標準耐用年数(年)	経過年数(年)	更新時期
ばっ気沈砂槽設備	自動粗目スクリーン	目幅50mm 電動機0.025kw	1基	H18	15	12	H33
	沈砂排出ポンプ	エアリフト型80A	1台	H18	15	12	H33
	破砕機	能力220~1440m ³ /日 電動機0.2kw	1台	H18	15	12	H33
	細目スクリーン（手掻式）	目幅20mm	1基	H18	15	12	H33
	ばっ気沈砂槽ブロウ	陸上型ルーツブロウ φ20mm×0.172m ³ /分×25.7kpa 電動機0.4kw	1台	H18	20	12	H38
	散気装置		1基	H18	10	12	H28
	散水ノズル		1個	H18	15	12	H33
	汚水流量計	電磁流量計100A	1基	H18	10	12	H28
流量調整槽設備	流量調整ポンプ	水中渦流式汚水汚物ポンプ（着脱式） φ50mm×0.147m ³ /分×7.50m 電動機0.75kw	2台	H18	15	12	H33
	水中攪拌装置	電動機0.75kw	1台	H18	15	12	H33
	自動微細目スクリーン	目幅2.0mm 電動機0.025kw	2台	H18	15	12	H33
	し渣脱水機	電動機0.1kw	1基	H18	15	12	H33
ばっ気槽設備	ばっ気槽ブロウ	陸上型ルーツブロウ（インバータ制御） φ65mm×1.30m ³ /分×44.3kpa 電動機3.7kw	3台	H18	20	12	H38
	ばっ気攪拌装置	水中攪拌式 電動機1.5kw	1台	H18	15	12	H33
	散水装置	散水ノズル 8個（4個/槽）	1式	H18	15	12	H33
	空気流量計	φ65mm	2基	H18	10	12	H28
沈殿槽設備	汚泥引抜ポンプ	容積型汚泥ポンプ（インバータ制御） φ65mm×φ50mm×0.147m ³ /分×6.50m 電動機1.5kw	3台	H18	15	12	H33
	センターウェル		1基	H18	15	12	H33
	越流堰		1基	H18	15	12	H33
	スカムスキマ		1基	H18	15	12	H33
	汚泥流量計	電磁流量計80A	1基	H18	10	12	H28
	汚泥掻き機		1基	H18	15	12	H33
散水ポンプ場設備	散水ポンプ	水中渦巻式汚水ポンプ（着脱式） φ50mm×0.14m ³ /分×18.5m 電動機1.5kw	1台	H18	15	12	H33
	消毒槽設備	消毒器	PVC製 固形塩素充填式 15kg	1基	H18	10	12
汚泥濃縮槽設備	エアリフト用ブロウ	陸上型ルーツブロウ φ20mm×0.107m ³ /分×43.3kpa 電動機0.75kw	1台	H18	20	12	H38
	脱離液排出弁	φ150mm	1台	H18	15	12	H33
	センターウェル	φ500mm	1基	H18	15	12	H33
	濃縮汚泥引抜ポンプ	φ75mm エアリフト型	1基	H18	15	12	H33
脱離液ポンプ槽設備	脱離液ポンプ	水中渦流式汚水汚物ポンプ（着脱式） φ50mm×0.083m ³ /分×8.00m 電動機0.75kw	2台	H18	15	12	H33
汚泥貯留槽設備	汚泥貯留槽ブロウ	陸上型ルーツブロウ φ40mm×0.627m ³ /分×44.3kpa 電動機1.5kw	1台	H18	20	12	H38
	攪拌装置		6基	H18	15	12	H33
放流ポンプ槽設備	放流ポンプ	陸上型ルーツブロウ φ50mm×0.221m ³ /分×11.50m 電動機1.5kw	1台	H18	15	12	H33

※台帳を基に作成

第4編 農業集落排水事業

名称	位置	処理施設の位置及び面積調査	
四ヶ村地区 農業集落 排水処理場	七戸町 大字野崎場地北 地内		
敷地面積	処理開始年月日		
	平成18年		
処理面積	計画処理人口		
79.3ha	780人		
処理方式	日平均計画 処理水量		
計画処理水質	放流先の名称	<p>普通河川焼川</p>	
平成30年3月 現在			

表 4.2.8 マンホールポンプ場設備概要（中野西地区）

施設名称	構造	能力	数量	設置年度	標準耐用 年数 (年)	経過年数 (年)	更新時期
第1号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M1)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.071m ³ /分×11.3m 電動機0.75kw 通報装置付	2台	H15	15	15	H30
第2号中継・圧送ポンプ (支線8号 M85)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.071m ³ /分×8.5m 電動機0.75kw 通報装置付	2台	H15	15	15	H30
第3号中継・圧送ポンプ (支線8号 M92)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.083m ³ /分×13.4m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H15	15	15	H30
第4号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M20)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ65mm×0.164m ³ /分×10.5m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H15	15	15	H30
第5号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M26)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ65mm×0.176m ³ /分×7.6m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H15	15	15	H30
第6号中継・圧送ポンプ (支線13号 M130)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.071m ³ /分×10.3m 電動機0.75kw 通報装置付	2台	H15	15	15	H30
第7号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M43)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ65mm×0.250m ³ /分×7.8m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H15	15	15	H30

※台帳を基に作成

第4編 農業集落排水事業

表 4.2.9 マンホールポンプ場設備概要（四ヶ村地区）

施設名称	構造	能力	数量	設置年度	標準耐用年数(年)	経過年数(年)	更新時期
第1号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M3)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.110m ³ /分×11.5m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第2号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M4)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.146m ³ /分×14.7m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第3号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M25)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.268m ³ /分×5.2m 電動機0.75kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第4号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M26)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ65mm×0.359m ³ /分×9.3m 電動機2.20kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第5号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M32)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ65mm×0.395m ³ /分×12.1m 電動機3.70kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第7号中継・圧送ポンプ (支線11号 M140)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.106m ³ /分×8.9m 電動機0.75kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第8号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M42)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ65mm×0.301m ³ /分×9.8m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第9号中継・圧送ポンプ (支線20号 M212)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.130m ³ /分×10.3m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第10号中継・圧送ポンプ (幹線2号 M65)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.121m ³ /分×8.3m 電動機0.75kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第11号中継・圧送ポンプ (支線14号 M160)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.080m ³ /分×10.6m 電動機0.75kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第12号中継・圧送ポンプ (支線16号 M190)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.080m ³ /分×12.6m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第13号中継・圧送ポンプ (支線17号 M202)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.111m ³ /分×6.9m 電動機0.75kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第14号中継・圧送ポンプ (支線14号 M170)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ50mm×0.169m ³ /分×14.4m 電動機1.50kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33
第15号中継・圧送ポンプ (幹線1号 M52)	着脱式水中汚水汚物ポンプ	φ80mm×0.423m ³ /分×7.5m 電動機2.20kw 通報装置付	2台	H18	15	12	H33

※台帳を基に作成

2.3 農業集落排水事業の経営状況

(1) 施設使用料の状況

本町の生活・営業活動等に使用される水には、上水道と井戸水がある。

認定水量は、上水道利用の場合は水道メーターが示す水道の使用水量、井戸水のみ利用の場合は $6\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{月}$ として水量を算出、上水道と井戸水を併用の場合は $3\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{月}$ として井戸水の水量を算出し、これに水道の使用水量を足した水量により決定している。

下水道使用料は、令和2年4月に改定し、認定水量に応じて 10m^3 まで1,400円、 $11\sim 30\text{m}^3$ までは 1m^3 につき160円、 31m^3 以上は 1m^3 につき180円を賦課している（各税抜。下水道条例より）。

一般家庭の下水排出量を $20\text{m}^3/\text{月}$ とした場合、下水道使用料は3,300円（税込み）となり、青森県内の32市町村のうち9番目に高い価格となっている。32市町村の使用料算定式を次頁に示す。

表 4.2.10 青森県内における各市町村の下水道使用料

順位	市町村名	下水道使用料 (円/月・ 20m^3 , 消費税込み)
1	深浦町	4,644
2	田舎館村	4,051
3	黒石市	4,045
3	十和田市	4,045
5	藤崎町	3,626
6	おいらせ町	3,558
7	つがる市	3,410
8	八戸市	3,374
9	むつ市	3,300
9	五所川原市	3,300
9	三戸町	3,300
9	佐井村	3,300
9	七戸町	3,300
14	階上町	3,226
15	南部町	3,175
16	弘前市	3,145
17	三沢市	3,130
18	平川市	3,124
19	青森市	3,108
20	東通村	3,080
20	大鰐町	3,080
22	平内町	3,036
23	板柳町	2,920
24	外ヶ浜町	2,860
24	鶴田町	2,860
26	大間町	2,640
26	五戸町	2,640
26	東北町	2,640
29	六戸町	2,420
30	鱒ヶ沢町	2,297
31	新郷村	1,760
32	六ヶ所村	1,397

令和5年7月末現在

表 4.2.11 青森県内における各市町村の下水道使用料の算定方法

順位	市町村名	下水道使用料 (円/月・20m ³ , 消費税込み)	使用料の算定	出典
1	深 浦 町	4,644	水道水を使用した場合：5m ³ まで1,000円 超過使用料 1m ³ につき170円 水道水以外を使用した場合：定額 3,200円 水道水と水道水以外を併用した場合：水道水を使用した場合の使用料金に1,600円を加算する。(税抜き)	深浦町公共下水道施設設置条例第18条
2	田 舎 館 村	4,051	一般汚水 基本使用料 10m ³ まで2,011円 超過使用料 11~30m ³ 204円/m ³ 31~60m ³ 220円/m ³ 61~200m ³ 236円/m ³ 200m ³ 超251円/m ³ (税込み)	田舎館村下水道条例第15条
3	黒 石 市	4,045	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,838円 従量使用料 11~30m ³ 184円/m ³ 31~50m ³ 221円/m ³ 51~150m ³ 264円/m ³ 150m ³ 超300円/m ³ 1円未満切り捨て (税抜き)	黒石市下水道条例第21条
3	十 和 田 市	4,045	一般汚水 基本使用料 10m ³ まで1,688円 超過使用料 11~30m ³ 199円/m ³ 31~50m ³ 220円/m ³ 51~150m ³ 250円/m ³ 150m ³ 超286円/m ³ (税抜き)	十和田市下水道条例第25条
5	藤 崎 町	3,626	一般汚水 基本使用料 8m ³ まで1,430円 従量使用料 9~20m ³ 183円/m ³ 21~30m ³ 195円/m ³ 31~50m ³ 228円/m ³ 51~150m ³ 286円/m ³ 150m ³ 超333円/m ³ (税込み)	藤崎町下水道条例第15条
6	おいらせ町	3,558	一般汚水 基本使用料 5m ³ まで1,100円 超過使用料 6~10m ³ 135円/m ³ 11~20m ³ 146円/m ³ 21~30m ³ 165円/m ³ 31~40m ³ 176円/m ³ 41~50m ³ 182円/m ³ 51~80m ³ 192円/m ³ 81~100m ³ 202円/m ³ 101~150m ³ 215円/m ³ 151~200m ³ 232円/m ³ 200m ³ 超255円/m ³ 1円未満切り捨て (税抜き)	おいらせ町下水道条例第17条
7	つ が る 市	3,410	一般用 基本使用料 8m ³ まで1,300円 従量使用料 9~30m ³ 150円/m ³ 31~40m ³ 170円/m ³ 41~100m ³ 190円/m ³ 101~150m ³ 240円/m ³ 150m ³ 超290円/m ³ (税抜き)	つがる市公共下水道条例第19条
8	八 戸 市	3,374	一般汚水 基本使用料 5m ³ まで1,194円 超過使用料 6~10m ³ 24円/m ³ 11~20m ³ 206円/m ³ 21~30m ³ 221円/m ³ 31~60m ³ 232円/m ³ 61~100m ³ 324円/m ³ 101~200m ³ 341円/m ³ 201~300m ³ 352円/m ³ 300m ³ 超355円/m ³ 1円未満切り捨て (税込み)	八戸市下水道条例第14条
9	む つ 市	3,300	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,160円 従量使用料 10m ³ 超184円/m ³ 1円未満切り捨て (税抜き)	むつ市下水道条例第31条
9	五所川原市	3,300	一般用 基本使用料 1,000円 従量使用料 10m ³ まで83円/m ³ 11~20m ³ 117円/m ³ 21~30m ³ 152円/m ³ 31~50m ³ 189円/m ³ 51~100m ³ 229円/m ³ 101~200m ³ 288円/m ³ 200m ³ 超368円/m ³ 1円未満切り捨て (税抜き)	五所川原市下水道条例第23条
9	三 戸 町	3,300	一般汚水 基本使用料 10m ³ まで1,500円 従量使用料 10m ³ 超150円/m ³ (税抜き)	三戸町公共下水道条例第14条
9	佐 井 村	3,300	一般 基本使用料 10m ³ まで1,500円 従量使用料 10m ³ 超150円/m ³ (税抜き)	佐井村HP
9	七 戸 町	3,300	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,400円 超過使用料 11~30m ³ 160円/m ³ 30m ³ 超180円/m ³ (税抜き)	七戸町下水道条例第28条
14	階 上 町	3,226	一般汚水 基本使用料 5m ³ まで1,008円 超過使用料 6~10m ³ 37円/m ³ 11~50m ³ 174円/m ³ 50m ³ 超200円/m ³ 1円未満切り捨て (税抜き)	階上町公共下水道条例第17条
15	南 部 町	3,175	一般汚水 基本使用料 10m ³ まで1,217円 超過使用料 10m ³ 超167円/m ³ 10円未満切り捨て (税抜き)	南部町公共下水道条例第16条
16	弘 前 市	3,145	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,223円 従量使用料 11~20m ³ 164円/m ³ 21~30m ³ 169円/m ³ 31~50m ³ 231円/m ³ 51~100m ³ 279円/m ³ 101~500m ³ 287円/m ³ 500m ³ 超299円/m ³ 1円未満切り捨て (税抜き)	弘前市下水道条例第29条
17	三 沢 市	3,130	一般用 基本使用料 1,130円 従量使用料 30m ³ まで100円/m ³ 31~60m ³ 143円/m ³ 61~100m ³ 214円/m ³ 100m ³ 超286円/m ³ (税込み)	三沢市下水道条例第21条
18	平 川 市	3,124	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,564円 従量使用料 11~30m ³ 156円/m ³ 31~50m ³ 177円/m ³ 51~150m ³ 216円/m ³ 150m ³ 超255円/m ³ (税込み)	平川市下水道条例第29条
19	青 森 市	3,108	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,337.60円 従量使用料 11~20m ³ 177.10円/m ³ 21~30m ³ 242.00円/m ³ 31~100m ³ 310.20円/m ³ 100m ³ 超360.80円/m ³ 1円未満切り捨て (税込み)	青森市下水道条例第24条
20	東 通 村	3,080	一般汚水 基本使用料 10m ³ まで1,400円 超過使用料 10m ³ 超140円/m ³ (税抜き)	東通村下水道条例第24条
20	大 鰐 町	3,080	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,540円 従量使用料 11~30m ³ 154円/m ³ 31~50m ³ 176円/m ³ 51~150m ³ 220円/m ³ 150m ³ 超275円/m ³ (税込み)	大鰐町下水道条例第15条
22	平 内 町	3,036	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,210円 従量使用料 11~20m ³ 155円/m ³ 21~30m ³ 200円/m ³ 31~100m ³ 260円/m ³ 100m ³ 超300円/m ³ (税抜き)	平内町HP
23	板 柳 町	2,920	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,460円 従量使用料 11~30m ³ 146円/m ³ 31~50m ³ 168円/m ³ 51~150m ³ 210円/m ³ 150m ³ 超240円/m ³ (税込み)	板柳町下水道条例第19条
24	外ヶ浜町	2,860	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,300円 従量使用料 11~20m ³ 130円/m ³ 21~50m ³ 140円/m ³ 50m ³ 超150円/m ³ 10円未満四捨五入 (税抜き)	外ヶ浜町公共下水道条例第20条
24	鶴 田 町	2,860	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,430円 超過使用料 11~30m ³ 143円/m ³ 31~50m ³ 154円/m ³ 51~150m ³ 165円/m ³ 150m ³ 超187円/m ³ (税込み)	鶴田町HP
26	大 間 町	2,640	一般 基本使用料 5m ³ まで600円 従量使用料 5m ³ 超120円/m ³ (税抜き)	大間町下水道条例第36条
26	五 戸 町	2,640	一般汚水 基本使用料 10m ³ まで1,200円 超過使用料 11~30m ³ 120円/m ³ 31~50m ³ 140円/m ³ 51~150m ³ 160円/m ³ 150m ³ 超180円/m ³ (税抜き)	五戸町下水道条例第21条
26	東 北 町	2,640	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,200円 超過使用料 10m ³ 超120円/m ³ (税抜き)	東北町下水道条例第28条
29	六 戸 町	2,420	一般汚水 基本使用料 10m ³ まで1,000円 超過使用料 11~30m ³ 120円/m ³ 31~50m ³ 130円/m ³ 51~150m ³ 140円/m ³ 150m ³ 超160円/m ³ 1円未満切り捨て (税抜き)	六戸町下水道条例第16条
30	鱒ヶ沢町	2,297	一般用 基本使用料 10m ³ まで1,257円 従量使用料 10m ³ 超104円/m ³	鱒ヶ沢町HP
31	新 郷 村	1,760	一般用 基本使用料 10m ³ まで880円 超過使用料 10m ³ 超88円/m ³	新郷村HP
32	六ヶ所村	1,397	一般用汚水 基本使用料 8m ³ まで550円 超過使用料 8m ³ 超60円/m ³ 1円未満切り捨て 税抜き	六ヶ所村下水道条例第16条

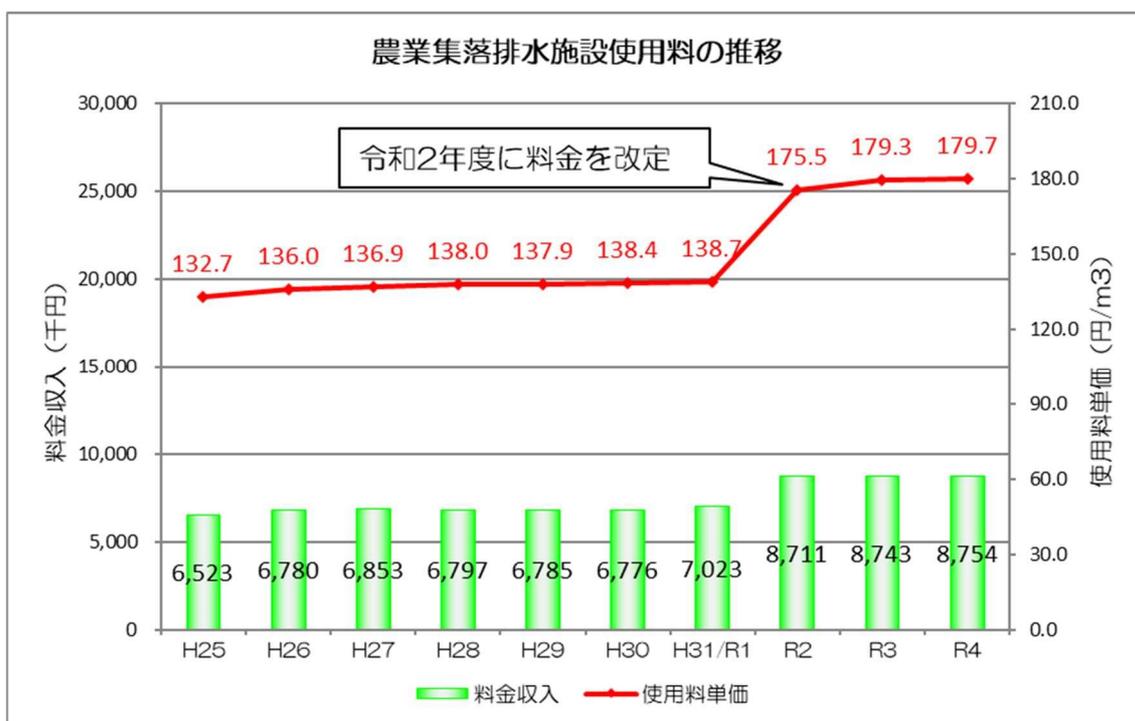
令和5年7月末現在

農業集落排水事業の直近10年間（平成25年度～令和4年度）の使用料と年間有収水量の推移を表4.2.12に示す。

使用料は、令和2年度に改定され、1m³当たりの使用料は、近年180円/m³程度となっている。

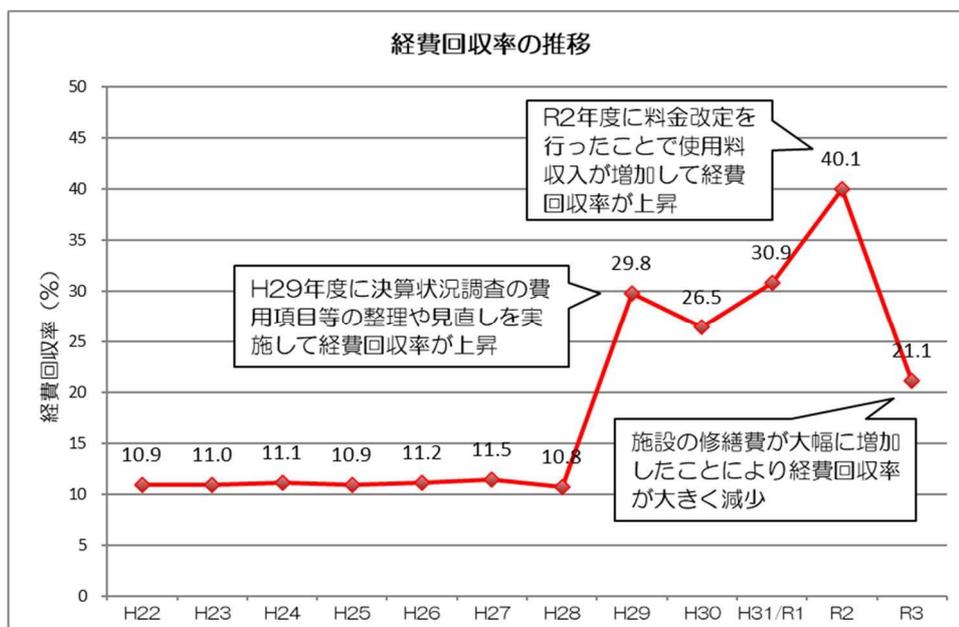
表4.2.12 使用料と有収水量の推移

項目	単位	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
有収水量	千m ³ /年	49.1	49.8	50.1	49.3	49.2	49	51	50	49	49
使用料 (税込み)	千円	6,523	6,780	6,853	6,797	6,785	6,776	7,023	8,711	8,743	8,754
1m ³ 当たり 使用料	円/m ³	132.7	136.0	136.9	138.0	137.9	138.4	138.7	175.5	179.3	179.7



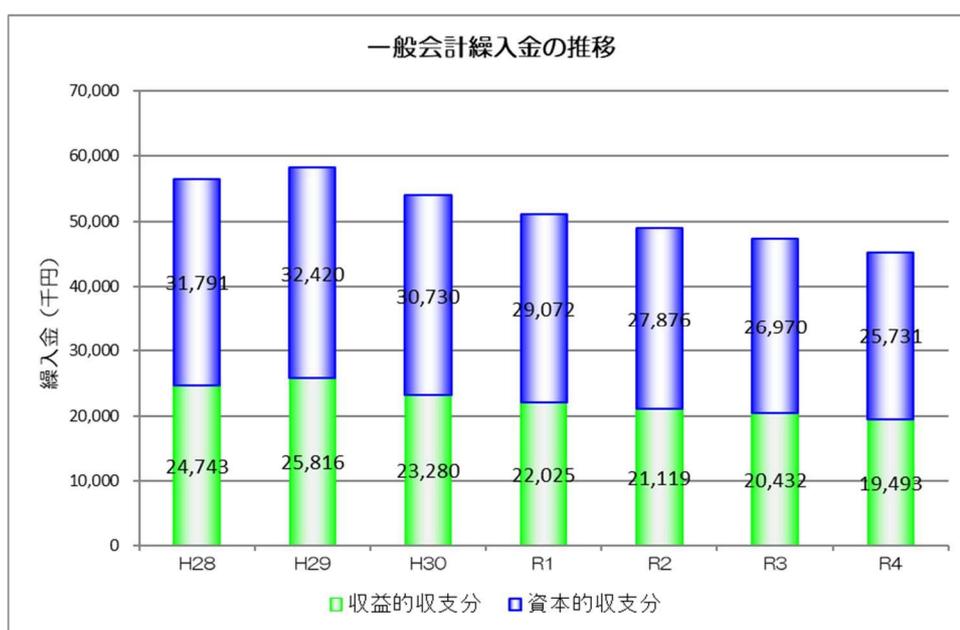
(2) 経費回収率の推移

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えるかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となる。このため、事業運営上、経費回収率は100%とすることが求められる。しかしながら、受益者で全負担を賄うとした場合、高額な使用料金を徴収する必要がある。農業集落排水事業の経費回収率は30%未満と低い水準となっている。

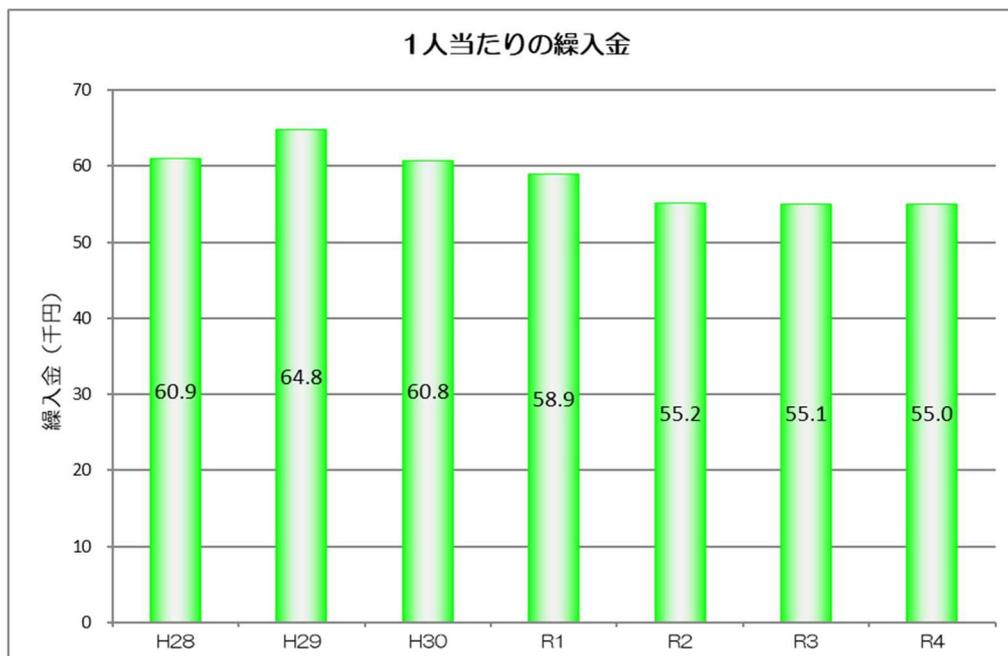


(3) 一般会計繰入金の推移

農業集落排水事業の一般会計からの繰入金は令和4年度で約0.5億円となっている。

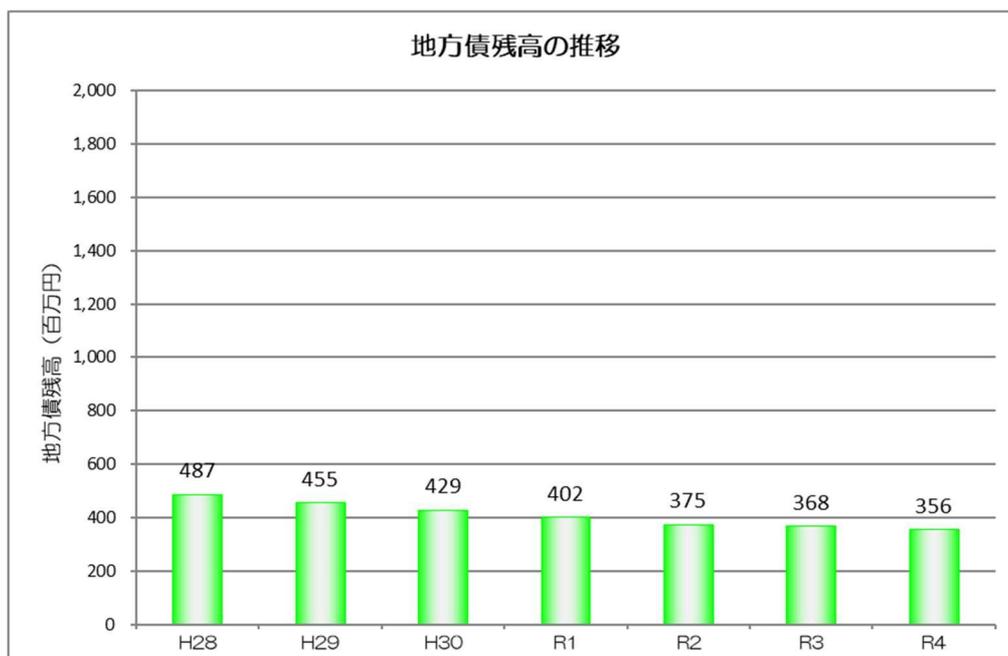


一般会計繰入金の総額を処理区域内人口で除すことで算出した 1 人当たりの一般会計繰入金額は、近年 5.5 万円前後となっている。



(4) 地方債残高の推移

令和 4 年度末の地方債残高は約 3.6 億円となっており、平成 28 年に比べ約 1 億円減少している。近年は事業を実施していないことから確実に地方債の残高は減少している。今後は、改築更新事業を行う際、適切に事業の平準化策を講じることが重要となる。



(5) 職員の状況

本町の下水道事業は上下水道課で運営している。令和5年度における上下水道課の職員数は8名となっており、この内、下水道関係の担当者は3名となっている。この3名により、庶務係、業務係、施設係に関する業務を行っている。

① 庶務係

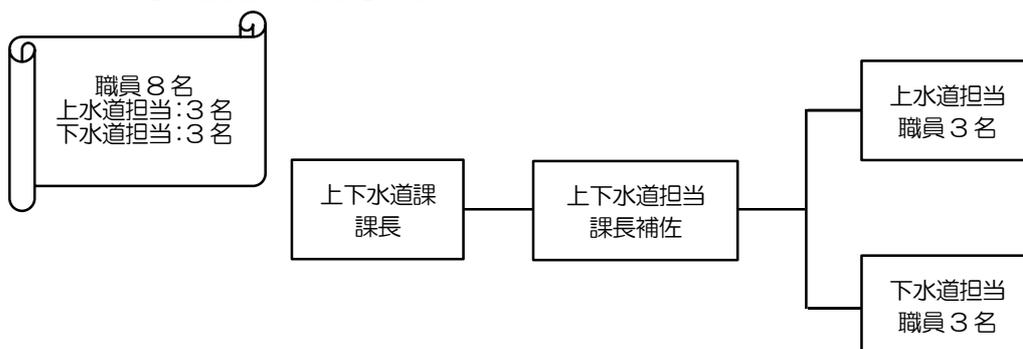
- ・ 下水道事業の法律及び条令に基づく諸手続きに関すること。
- ・ 下水道事業の普及及び宣伝に関すること。
- ・ 下水道事業の負担金、分担金及び使用料に関すること。
- ・ 下水道事業特別会計予算及び決算に関すること。
- ・ 下水道統計に関すること。
- ・ その他下水道事業の庶務に関すること。

② 業務係

- ・ 下水道事業の調査、計画及び事業採択に関すること。
- ・ 排水設備設置届の受理及び指導に関すること。
- ・ 排水設備設置等融資あっせんに関すること。
- ・ 排水設備の確認及び工事検査に関すること。
- ・ 下水道の維持管理に関すること。
- ・ 排水設備工事業者の指定、取消し及び技術指導に関すること。
- ・ 農業集落排水事業に関すること。

③ 施設係

- ・ 下水道台帳の整備保管に関すること。
- ・ 汚水管渠等の設計及び施工管理に関すること。
- ・ 下水道施設の整備に関すること。
- ・ 建設工事に関すること。
- ・ 下水道終末処理場の維持管理に関すること。
- ・ その他設計に関すること。



(6) 経営比較分析表を活用した現状分析

農業集落排水事業の経営は、処理を行う規模、地理的条件や事業進捗度により様々であり、健全経営のための絶対的な基準を設定することは困難である。しかし、個々の事業を基礎的な条件により類型化することにより、当該事業と同じ類型に分類された他団体との比較分析を行い、当該事業の特徴、問題点を把握することは可能である。

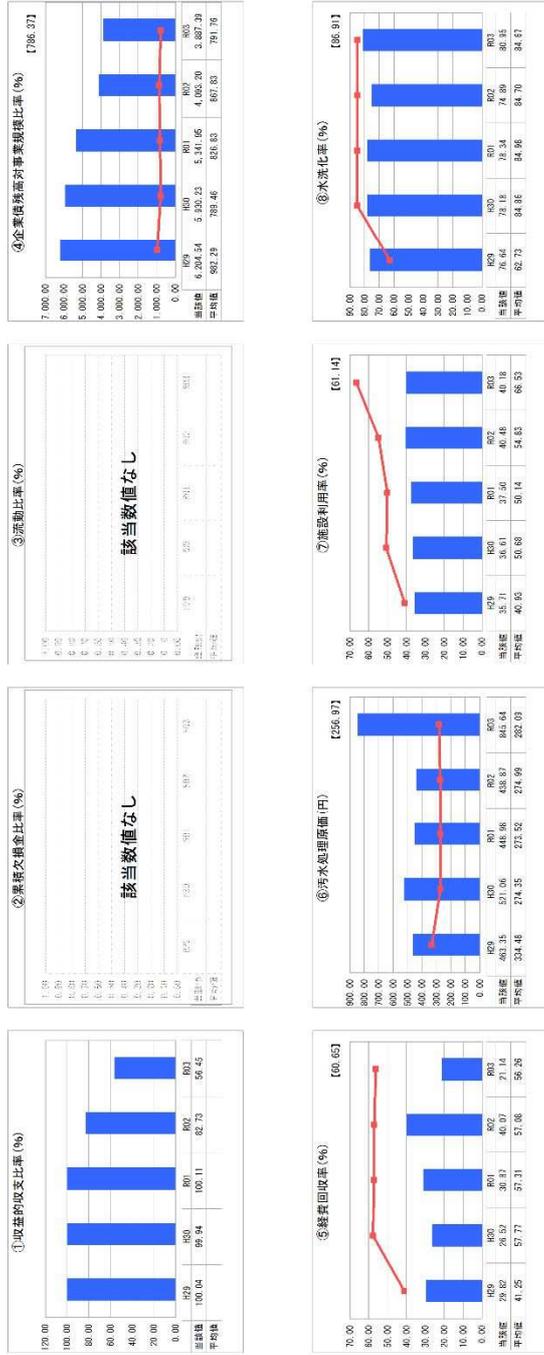
本町の農業集落排水事業においては、収益的収支比率及び経費回収率の経営指標は、共に低い数値となっている。経費回収率においては、類似団体平均値よりも大きく下回っていることから、今後は適正な使用料の確保のために料金改定を検討し、水洗化率の向上及び維持管理経費の削減等の取組を行いながら経営改善を図っていく必要がある。

次頁に令和3年度決算による農業集落排水事業の経営比較分析表を示す。

経営比較分析表（令和3年度決算）

青森県 七戸町		事業者の情報		人口（人）		面積（㎡）		人口密度（人/㎡）	
業種名	下水道事業	類似団体区分	F2	人口（人）	14,911	面積（㎡）	337,23	人口密度（人/㎡）	44.22
業種名	農業集落排水	類似団体区分	F2	処理区域内人口（人）	861	面積（㎡）	1,21	人口密度（人/㎡）	711.57
法外項目	下水道事業	類似団体区分	F2	処理区域内人口（人）	861	面積（㎡）	1,21	人口密度（人/㎡）	711.57
資金不足比率（%）	自己資本構成比率（%）	有収率（%）	99.77	1/6月20日当たり家庭料金（円）	3,330	処理区域面積（㎡）	1,21	処理区域人口密度（人/㎡）	711.57
-	該当数値なし	普及率（%）	5.83	非設置	-	処理区域面積（㎡）	1,21	処理区域人口密度（人/㎡）	711.57
-	該当数値なし	F2/F2	-	設置率	0.00	処理区域面積（㎡）	1,21	処理区域人口密度（人/㎡）	711.57

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和3年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 経営については、昨年度に社会の方向性を踏まえては、経費削減の取組が継続して進められており、依然として多額の一般会計繰入金によって賄われており、そのために、類似団体平均値と比較してもかなり低い状況であり、良い経営状況とは言えない。収益的収支比率については、前年度から本年度に減少しており、経営管理に課題があると考えられる。そのことから、今後は経費削減により経営改善を図っていく。類似団体平均値よりも高くなっているのは、前年度から本年度に増加している。その要因としては、類似団体平均値の増加である。また、本事業は、類似団体平均値よりも低い経費率を確保し、収益性を向上させる取組を進めなければならない。類似団体平均値については、ここ数年はほぼ安定しており、類似団体との差は大きくない。一日平均処理水量に比べて処理能力が過大なため、処理原価にはかなりの余裕がある。また、類似団体平均値よりも低い水質処理については、類似団体平均値よりも低く、整備区域として、高齢世帯や低所得世帯、また、空き家等といった未加入世帯等が考えられるが、農業用水及び公共水域の高水保全に重点を置く問題があるため、稼働率の増加に向けた取組が必要である。

2. 老朽化の状況について
 農業集落排水は、中野西地区が平成15年、四ヶ村地区が平成18年に供用開始し、令和3年で供用開始から中野西地区が15年、四ヶ村地区が15年が経過している。処理施設については、電気機器故障等において修理費用が大幅に増加しているものもあり、設備更新の計画に基づき、設備更新の計画化やメンテナンスの徹底化、予防保全による安全性の確保、施設維持の健全化を図りつつ、計画的に施設の更新をすすめる。

全体総括

農業集落排水の経営健全化、効率性への取組が継続して進められており、依然として多額の一般会計繰入金によって賄われており、そのために、類似団体平均値と比較してもかなり低い状況であり、良い経営状況とは言えない。経営改善率については、前年度から本年度に増加している。その要因としては、類似団体平均値の増加である。また、本事業は、類似団体平均値よりも低い経費率を確保し、収益性を向上させる取組を進めなければならない。類似団体平均値については、ここ数年はほぼ安定しており、類似団体との差は大きくない。一日平均処理水量に比べて処理能力が過大なため、処理原価にはかなりの余裕がある。また、類似団体平均値よりも低い水質処理については、類似団体平均値よりも低く、整備区域として、高齢世帯や低所得世帯、また、空き家等といった未加入世帯等が考えられるが、農業用水及び公共水域の高水保全に重点を置く問題があるため、稼働率の増加に向けた取組が必要である。

※ 法外用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

【表題部分】

項目	内容	七戸町の状況
類似団体区分	七戸町と同規模の自治体区分	F2 ・農業集落排水事業 ・共用開始後年数 15年未満
資金不足比率(%)	当該年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項に規定する資金不足比率	—
自己資本構成比率(%)	当該年度決算に基づく、負債資本合計に占める自己資本(資本に繰延収益を加えたもの)の割合 (資本+繰延収益/負債資本合計)	該当数値なし
普及率(%)	当該年度に基づく、行政区域内人口に対する現在処理区域内人口の割合 (処理区域内人口/行政区域内人口)	5.83%
有収率(%)	当該年度決算に基づく、汚水処理水量に対する年間有収水量 (年間有収水量/汚水処理水量)	98.77% 有収率は非常に高く、雨天時浸入水等の流入は極めて少ないと考えられる。
1ヶ月20m ³ 当たり家庭料金(円)	当該年度決算に基づく、1ヶ月20m ³ 当たりの家庭料金	3,300円 県内他市町村に比べ安価である。
人口(人)	当該地方公共団体の平成28年1月1日住民基本台帳人口	14,911人 本町の人口は年々減少傾向にある。
面積(km ²)	国土地理院が実施する平成27年全国都道府県市区町村別面積調に基づく、当該地方公共団体の面積	337.23km ²
人口密度(人/km ²)	人口/面積	44.22人/km ²
処理区域内人口(人)	当該年度決算に基づく、下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の年度末人口	861人 年々減少している。
処理区域面積(km ²)	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の面積	1.21 km ²
処理区域内人口密度(人/km ²)	現在処理区域内人口/処理区域面積	711.57人/km ² (=7.12人/ha)

【経営比較分析】

項目	算出式	意味	七戸町の状況
1.経営の健全性・効率性			
① 収益的収支比率 (%)	$(\text{総収益}/(\text{総費用}+\text{地方債償還金}))\times 100$	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度まかなえているかをあらわす指標	60%を下回っている。
② 累積欠損金比率 (%)	$(\text{当年度末処理欠損金}/(\text{営業収益}-\text{受託工事収益}))\times 100$	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標	該当数値なし
③ 流動比率 (%)	$(\text{流動資産}/\text{動負債})\times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表す指標	該当数値なし
④ 企業債残高対事業規模比率 (%)	$((\text{地方債現在高合計}-\text{一般会計負担額})/(\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水処理負担金}))\times 100$	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標	類似団体の平均値に比べ、大分高い数値となっている。
⑤ 経費回収率 (%)	$(\text{下水道使用料金}/\text{汚水処理費}(\text{公費負担分を除く}))\times 100$	使用料金で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標	30%を下回っており、類似団体の平均値に比べ低い数値となっている。
⑥ 汚水処理原価 (円)	$\text{汚水処理費}(\text{公費負担分を除く})/\text{年間有収水量}$	有収水量 1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用	類似団体の平均値と比べ高額な処理原価となっている。
⑦ 施設利用率 (%)	$(\text{晴天時一日平均処理水量}/\text{晴天時現在処理能力})\times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合	類似団体の平均値程度の数値となっている。
⑧ 水洗化率 (%)	$(\text{現在水洗便所設置済人口}/\text{現在処理区域内人口})\times 100$	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標	水洗化率は約 81%程度であり、類似団体の平均値より若干低い数値となっている。
2.老朽化の状況			
① 有形固定資産減価償却率 (%)	$(\text{有形固定資産減価償却累計額}/\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価})\times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標	該当数値なし
② 管渠老朽化率 (%)	$(\text{決定耐用年数を経過した管渠延長}/\text{下水道布設延長})\times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標	平成 11 年度の管渠整備開始年から起算しても 23 年程度であり、現時点で耐用年数を超えた管渠は無い。
③ 管渠改善率 (%)	$(\text{改善}(\text{更新}\cdot\text{改良}\cdot\text{維持})\text{管渠延長}/\text{下水道布設延長})\times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標	現時点で更新実績は無い。

2.4 既経営戦略に基づく取組の評価

(1) 実施期間

5年間（平成30年度～令和4年度）

(2) 実施した効率化・経営健全化の取組および評価

①資金管理・調達に関する事項

接続率向上に向けて「接続のお願い」を広報に掲載し、使用料の増収に努めた。また、未納者に対して、電話や訪問による督促強化を図ったことで、使用料の滞納が減少、改善された。

②情報公開に関する事項

農業集落排水事業区域内で、詰まりによりマンホールポンプが稼働停止となったことを受け、注意を促す記事を広報に掲載した結果、詰まりによるマンホールポンプの稼働停止件数が減少した。

また、農作物に利用した分の水（下水道管に流れない水）について、下水道使用料の減免を受けることができる記事を広報に掲載したことで、減免申請が増え、職員の確認業務等の回数が減少した。

3. 経営の基本方針

本町では、全国的な傾向同様、人口減少や少子高齢化が進んでおり、受益者の減少に伴う使用料の減少が危惧される。

本町の農業集落排水事業は、適切な維持管理を行いながら、水洗化の普及促進に努めている状況である。しかしながら、今後は施設の老朽化に伴う改築更新事業への多額の投資が必要となることが想定される。

本経営戦略の計画期間は10年間であり、その間は施設の維持管理が事業の主体となる。本格的な改築事業の到来に向け、経営の安定化を図るため以下の点を基本方針とする。

① 農業集落排水施設の適正な管理

今後、機能診断調査や最適整備構想策定を行い、施設を効率的に管理し延命化を図ることにより、安全性の確保と中長期的な視点で経費の削減を図る。

② 効率的で効果的な事業執行

コスト削減を意識しながら、効率的で効果的な事業執行に努める。

③ 水洗化の促進

安全で快適な生活を実現するため、下水道接続へのより一層の普及促進活動を行うことで、下水道未接続者への加入促進を図る。

④ 下水道財政の健全化

マネジメントの向上、将来にわたる持続可能な下水道経営を確保するため、令和6年度から公営企業会計に移行することで、財政状況を的確に把握し、質の高い経営戦略を作成する。

4. 建設投資・財源計画

4.1 建設投資計画

農業集落排水事業では、本経営戦略の計画期間内において建設投資の予定は無い。

4.2 起債償還費

令和4年度までの事業による既往債の償還計画を表4.4.1に示す。

表4.4.1 農業集落排水事業起債償還計画

(単位：円)

		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)
既往債 償還額	元金	31,817,647	32,432,930	33,060,862	33,701,692	34,355,702	35,023,160	33,786,453	34,443,103	25,054,040	12,400,600
	利子	5,980,290	5,360,425	4,728,233	4,083,271	3,424,919	2,753,194	2,077,325	1,416,302	786,876	359,522
	計	37,797,937	37,793,355	37,789,095	37,784,963	37,780,621	37,776,354	35,863,778	35,859,405	25,840,916	12,760,122



(単位：千円)

		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)
起債 償還額	元金	31,818	32,433	33,061	33,702	34,356	35,024	33,787	34,444	25,055	12,401
	利子	5,981	5,361	4,729	4,084	3,425	2,754	2,078	1,417	787	360
	計	37,799	37,794	37,790	37,786	37,781	37,778	35,865	35,861	25,842	12,761

5. 使用料収入の見通し

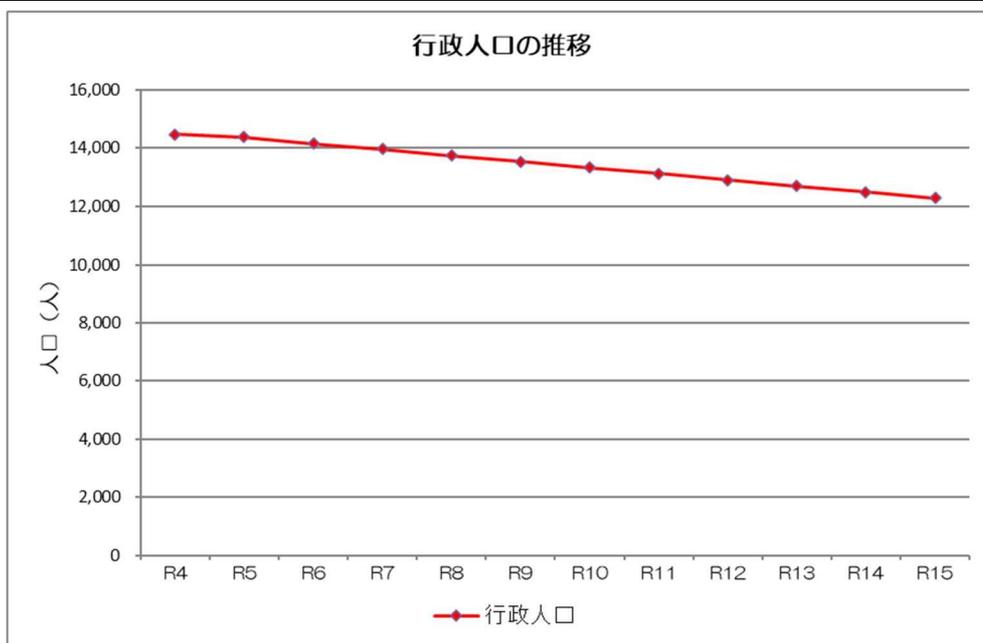
5.1 将来人口予測

(1) 行政人口

本町の将来行政人口は、『第2次七戸町長期総合計画』との調整を図り、令和4年度に策定した『七戸町水道事業経営戦略』と整合を図る。

表 4.5.1 行政人口の将来推計値

	R4年度 (2022) (実績)	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
行政人口(人) ①	14,478	14,370	14,160	13,960	13,750	13,540	13,330	13,120	12,900	12,700	12,500	12,290
増減率(%) ②		-0.75%	-1.46%	-1.41%	-1.50%	-1.53%	-1.55%	-1.58%	-1.68%	-1.55%	-1.57%	-1.68%



(2) 処理区域内人口(既整備地区 121.4ha)

農業集落排水事業の既整備地区 121.4ha(中野西地区 42.1ha、四ヶ村地区 79.3ha)の処理区域内人口は、行政人口の増減率と同様の推移を示すものとして計画する。

表 4.5.2 既整備地区内人口

	R4年度 (2022) (実績)	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
行政人口(人) ①	14,478	14,370	14,160	13,960	13,750	13,540	13,330	13,120	12,900	12,700	12,500	12,290
増減率(%) ②		-0.75%	-1.46%	-1.41%	-1.50%	-1.53%	-1.55%	-1.58%	-1.68%	-1.55%	-1.57%	-1.68%
処理区域内人口(人)・既整備 ③	822	820	810	800	790	780	770	760	750	740	730	720
処理区域面積(ha)・既整備 ④	121.40	121.40	121.40	121.40	121.40	121.40	121.40	122.40	123.40	124.40	125.40	126.40
処理区域内人口密度(人/ha) ⑤=③/④	6.77	6.75	6.67	6.59	6.51	6.43	6.34	6.21	6.08	5.95	5.82	5.70

※処理区域内人口の推計値は、10人単位で丸めている。

(3) 水洗化人口

水洗化人口は、直近10年間（平成25年度から令和4年度）の水洗化率の推移を基に将来の水洗化率を推計し、各年の処理区域内人口に水洗化率を乗じることで水洗化人口を推計する。

表 4.5.3 水洗化率実績

	H25年度 (2013) (実績)	H26年度 (2014) (実績)	H27年度 (2015) (実績)	H28年度 (2016) (実績)	H29年度 (2017) (実績)	H30年度 (2018) (実績)	H31/R1年度 (2019) (実績)	R2年度 (2020) (実績)	R3年度 (2021) (実績)	R4年度 (2022) (実績)
処理区域内人口(人) ④	984	946	934	928	899	889	868	888	861	822
水洗化人口(人) ⑤	724	711	706	703	689	695	680	665	697	647
水洗化率(%) ⑥=⑤/④	73.6%	75.2%	75.6%	75.8%	76.6%	78.2%	78.3%	74.9%	81.0%	78.7%

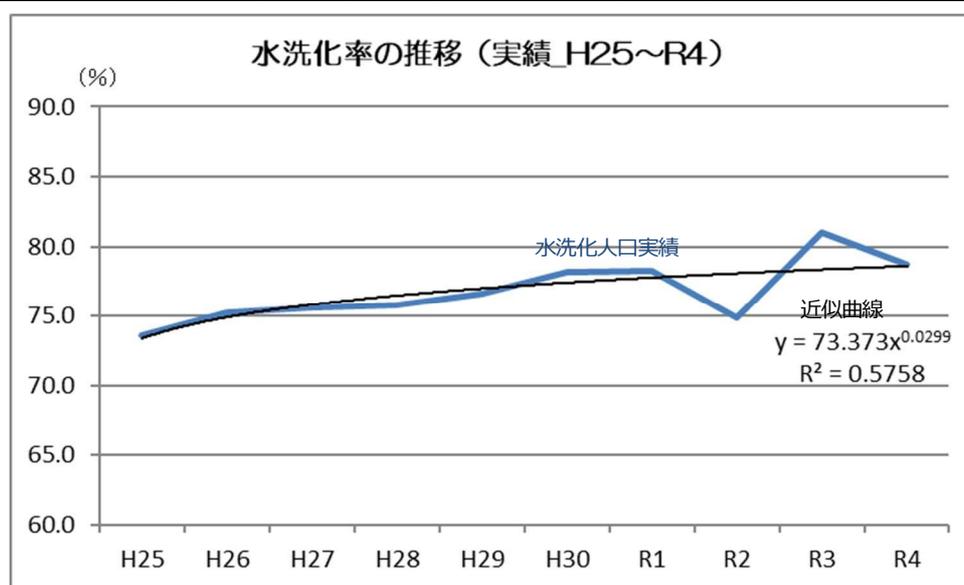


表 4.5.4 水洗化人口の推計結果

	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
処理区域内人口(人) ③	820	810	800	790	780	770	760	750	740	730	720
水洗化率(%) ⑦	78.8%	79.0%	79.2%	79.4%	79.6%	79.7%	79.9%	80.0%	80.1%	80.2%	80.4%
水洗化人口(人) ⑧=③*⑦	650	640	630	630	620	610	610	600	590	590	580

※R4算出値とR4実績値との差分は0.1%と小さいことから、将来の水洗化率は $y=73.373x^{0.0299}$ として算出

5.2 有収水量

(1) 有収水量原単位

直近10年間（平成25年度～令和4年度）の1人1年間当たりの有収水量は表4.5.5に示すように68～75m³/人・年である。本計画では、平均的な値である70m³/人・年を1人1年間当たりの有収水量原単位として設定する。

表4.5.5 有収水量原単位

	H25年度 (2013) (実績)	H26年度 (2014) (実績)	H27年度 (2015) (実績)	H28年度 (2016) (実績)	H29年度 (2017) (実績)	H30年度 (2018) (実績)	H31/R1年度 (2019) (実績)	R2年度 (2020) (実績)	R3年度 (2021) (実績)	R4年度 (2022) (実績)	平均
有収水量(m ³ /年) ㉑	49,144.0	49,837.0	50,058.0	49,252.0	49,205.0	48,962	50,642	49,646	48,776	48,705	
水洗化人口(人) ㉒	724	711	706	703	689	695	680	665	697	647	
原単位(m ³ /人・年) ㉓=㉑/㉒	68	70	71	70	71	70	74	75	70	71	71

≒ 70

(2) 有収水量の算出

有収水量は、水洗化人口に有収水量原単位を乗じて算出する。表4.5.6に有収水量の算出結果を示す。

表4.5.6 有収水量の算出結果

	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
水洗化人口(人) ㉔	650	640	630	630	620	610	610	600	590	590	580
原単位(m ³ /人・年) ㉕	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
有収水量(m ³ /年) ㉖=㉔*㉕	45,500	44,800	44,100	44,100	43,400	42,700	42,700	42,000	41,300	41,300	40,600

5.3 農業集落排水施設使用料

(1) 料金体系

(1) 料金体系

本町の農業集落排水施設の料金体系は令和2年度に改定して現在表4.5.9に示す通りとなっており、1m³当たりの実質使用料は表4.5.10に示すように162円/m³（税抜き）程度となっている。

表4.5.9 現行料金体系

		使用料
基本使用料	10m ³ まで	1,400円（税抜き）
超過使用料	11～30m ³ まで 1m ³ につき	160円（税抜き）
超過使用料	31m ³ 以上 1m ³ につき	180円（税抜き）

表 4.5.10 使用料実績

									→料金改定			平均
	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)		
有収水量(m ³ /年) ⑨	49,144	49,837	50,058	49,252	49,205	48,962	50,642	49,649	48,776	48,705		
使用料(税込み)(円) ⑫	6,523,146	6,779,595	6,852,513	6,797,038	6,784,593	6,775,660	7,022,656	8,710,652	8,743,130	8,753,558		
消費税率(%) ⑬	5%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%		
使用料(税抜き)(円) ⑭=⑫ /(1+⑬)	6,212,520	6,277,403	6,344,919	6,293,554	6,282,031	6,273,759	6,384,233	7,918,775	7,948,300	7,957,780	R2年度 以降の平均	
1m ³ 当たり使用料 (税抜き)(円/m ³) ⑮=⑭/⑨	126.4	126.0	126.8	127.8	127.7	128.1	126.1	159.5	163.0	163.4	161.9	

(2) 使用料の推計

料金改定した令和2年度以降の使用料平均単価 162 円/m³(税抜き)に有収水量の推計値を乗じ、将来の使用料を算出する。表 4.5.11 に使用料の算出結果を示す。

表 4.5.11 使用料の推計

	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
有収水量(m ³ /年) ⑳	45,500	44,800	44,100	44,100	43,400	42,700	42,700	42,000	41,300	41,300	40,600
1m ³ 当たり使用料 (税抜き)(円/m ³) ㉑	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162
使用料(税抜き)(円) ㉒=㉑×㉒	7,371,000	7,257,600	7,144,200	7,144,200	7,030,800	6,917,400	6,917,400	6,804,000	6,690,600	6,690,600	6,577,200

下水道使用料は、令和2年4月に改定し、未だ4年程度しか経過していない状況である。このため、本計画期間内は、改定後の下水道使用料と維持管理費のバランスを確認する期間と位置付け、下水道使用料の改定の要否については、次期経営戦略の中で検討する方針とする。

6. 投資・財政計画（収支計画）

農業集落排水事業における歳入計画を表4.6.1に、歳出計画を表4.6.2にそれぞれ示す。

また、次頁に総務省様式による投資・財政計画（収支計画表）を示す。なお、様式には歳入計画表及び歳出計画表との対応索引を追加している。

なお、令和5年度は予算値としているため将来推計値等とは異なるが、令和6年度以降は将来推計値等を使用している。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

【農業集落排水事業】

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	索引	対応表
収 益 的 収 入	1 総 収 入 (A)	37,866	34,527	49,289	45,494	45,232	44,966	44,695	44,418	44,137	43,860	43,606	43,392	43,390	C1	C2+C6
	(1) 営 業 収 入 (B)	8,733	8,748	8,800	7,992	7,868	7,868	7,743	7,618	7,618	7,493	7,369	7,369	7,244	C2	C3+C4+C5
	ア 料 金 収 入 (C)	8,721	8,730	8,790	7,983	7,859	7,859	7,734	7,609	7,609	7,484	7,360	7,360	7,235	C3	A2
	イ 受 託 工 事 収 入 (D)														C4	—
	ウ そ の 他 (E)	12	18	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	C5	A3
	(2) 営 業 外 収 入 (F)	29,133	25,779	40,489	37,502	37,364	37,098	36,952	36,800	36,519	36,367	36,237	36,237	36,023	C6	C7+C8
	ア 他 会 計 繰 入 金 (G)	29,133	25,779	40,488	37,502	37,364	37,098	36,952	36,800	36,519	36,367	36,237	36,237	36,023	C7	A8
	イ そ の 他 (H)			1											C8	A13
	2 総 費 用 (I)	38,813	41,710	60,758	45,494	45,232	44,966	44,695	44,418	44,137	43,860	43,606	43,392	43,390	C9	C10+C14
	(1) 営 業 費 用 (J)	31,248	34,666	54,202	39,513	39,871	40,237	40,611	40,993	41,383	41,782	42,189	42,605	43,030	C10	C11+C12+C13
ア 職 員 給 与 費 (K)	4,492	5,028	5,255	5,268	5,281	5,294	5,307	5,320	5,333	5,347	5,361	5,375	5,389	C11	B2+B3+B4	
ウ ち 退 職 手 当 (L)	389	404	424	430	436	443	450	457	464	471	478	485	492	C12	B27	
イ そ の 他 (M)	26,756	29,638	48,947	34,245	34,590	34,943	35,304	35,673	36,050	36,435	36,828	37,230	37,641	C13	B5+B10+B15+B21+B22+B23	
(2) 営 業 外 費 用 (N)	7,565	7,044	6,556	5,981	5,361	4,729	4,084	3,425	2,754	2,078	1,417	787	360	C14	C15+C16+C17	
ア 支 払 利 用 (O)	7,565	7,044	6,556	5,981	5,361	4,729	4,084	3,425	2,754	2,078	1,417	787	360	C15	B26	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息 (P)														C16	—	
イ そ の 他 (Q)														C17	—	
3 収 支 差 引 (R)=(A)-(I)	△ 947	△ 7,183	△ 11,469											C18	C1-C9	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	18,269	19,445	21,205	31,818	32,433	33,061	33,702	34,356	35,024	33,787	34,444	25,055	12,401	C19	C20+C22+C23+C24+C25+C26+C27
	(1) 地 方 債 借 入 金 (G)														C20	—
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 (H)														C21	—
	(2) 他 会 計 補 助 金 (I)	18,269	19,445	21,205	31,818	32,433	33,061	33,702	34,356	35,024	33,787	34,444	25,055	12,401	C22	A9
	(3) 他 会 計 借 入 金 (J)														C23	—
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (K)														C24	—
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 (L)														C25	—
	(6) 工 事 費 担 当 金 (M)														C26	A1
	(7) そ の 他 (N)														C27	A12
	2 資 本 的 支 出 (O)	28,269	29,445	31,206	31,818	32,433	33,061	33,702	34,356	35,024	33,787	34,444	25,055	12,401	C28	C29+C31+C32+C33+C34
(1) 建 設 費 (P)														C29	—	
ウ ち 職 員 給 与 費 (Q)														C30	—	
(2) 地 方 債 償 還 金 (R)	28,269	29,445	31,206	31,818	32,433	33,061	33,702	34,356	35,024	33,787	34,444	25,055	12,401	C31	B25	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (S)														C32	—	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (T)														C33	—	
(5) そ の 他 (U)														C34	—	
3 収 支 差 引 (V)=(F)-(O)	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,001											C35	C19-C28	
収 支 再 差 引 (W)=(R)-(V)	△ 10,947	△ 17,183	△ 21,470											C36	C18+C35	
積 立 金 (X)														C37	—	
前 年 度 からの 繰 越 金 (Y)	315	669	100											C38	A10	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (Z)														C39	—	
形 式 収 支 (AA)=(W)+(Y)+(Z)	△ 10,632	△ 16,514	△ 21,370											C40	C36-C37+C38-C39	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (AB)	128	10												C41	C38(翌年)	
実 質 収 支 差 引 (AC)=(AA)+(AB)	△ 10,760	△ 16,524												C42	C40-C41	
赤 字 比 率 (AD)=(AC)/(AA)×100														C43	C40-C41	
収 益 的 収 支 比 率 (AE)=(R)/(V)×100	56.4	48.5	53.6	58.8	58.2	57.6	57.0	56.4	55.8	56.5	55.9	63.4	77.8	C45	C1/(C9+C31)*100	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (AF)														C46	—	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (AG)	8,733	8,748	8,800	7,992	7,868	7,868	7,743	7,618	7,618	7,493	7,369	7,369	7,244	C47	C2-C4	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100) (AH)														C48	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (AI)														C49	—	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (AJ)														C50	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (AK)														C51	—	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100) (AL)														C52	—	
他 会 計 借 入 金 残 高 (AM)														C53	—	
地 方 債 残 高 (AN)	487,183	457,738	426,532	394,714	362,281	329,220	295,518	261,162	226,138	192,351	157,907	132,852	120,451	C54	前年+C20-C31	

(単位:千円)

○他会計繰入金

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	索引	対応表
収 益 的 収 支 分		29,133	25,779	40,488	37,502	37,364	37,098	36,952	36,800	36,519	36,367	36,237	36,023	36,146	C55	C56+C57
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金			2,394											C56	—
資 本 的 収 支 分		29,133	25,779	38,094	37,502	37,364	37,098	36,952	36,800	36,519	36,367	36,237	36,023	36,146	C57	C7
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	18,269	19,445	21,205	31,818	32,433	33,061	33,702	34,356	35,024	33,787	34,444	25,055	12,401	C58	C59+C60
合 計		47,402	45,224	61,693	69,320	69,797	70,159	70,654	71,156	71,543	70,154	70,681	61,078	48,547	C61	C55+C58
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金														C59	—

【資料1：歳入関連】

(1) 受益者分担金・負担金

農業集落排水事業は、既に概成しており新規整備地区がないことから、新規の受益者分担金・負担金収入は発生しない。

(2) 指定工事店審査手数料

新規整備がなく、接続も完了していることを勘案し、指定工事店の審査手数料は令和5年度予算で一定とする。

【資料2：歳出関連】

(1) 一般管理費_需用費_光熱水費（電気料）

動力費の内、電気料については以下の考え方に基づいて設定する。

光熱水費（電気料）は、整備が概成していることを踏まえ、令和5年度予算で一定とする。

(2) 一般管理費_工事請負費

維持管理に伴う工事費は、近年のマンホールポンプ場維持工事費や処理場維持工事費を考慮して、令和5年度予算で一定とする。

7. 効率化・経営健全化への取組

7.1 組織、人材、定員、給与に関する事項

(1) 効率的な組織の整備

現在、下水道担当職員は3名であり、公共下水道事業の他、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業に関する幅広い業務を担当している。今後、限られた人員で事業を運営するために、民間の知識、技術を活用することも視野に入れ、効率的に業務を行える体制を検討して行く。

(2) 人材の確保・育成

普及促進から維持管理へと今後業務の主体が移行して行く中、施設の更新や公営企業会計の適用などに関する専門知識の習得が求められる。職員の技術力を向上させるため、外部講習会等を活用して人材育成を図る。

(3) 定員管理、人事管理、退職管理の推進

将来の事業に対応できるよう適正な定員の検討を行う。増員の必要がある場合は、担当部局と協議し、適切な人員配置の実現を図る。

また、人事異動により担当者が変わると下水道に関する知識を基礎から習得する必要性が生じる。技術の習得には時間を要するため、短期間での人事異動は極力避けるよう、人事部局に働きかける。また、技術継承を目的とした退職職員の再任の検討を行う。

(4) 職員給与の適正化

町の方針に基づき、必要に応じて給与水準の検討を行う。

7.2 広域化に関する事項

令和3年8月策定の「青森県汚水処理施設広域化・共同化計画」に基づき、関係市町村と、処理場維持管理等の業務委託の共同発注について検討する。

7.3 民間の資金・ノウハウの活用等に関する事項

終末処理場等の施設に係る管理業務は一部事務組合及び民間企業に委託しているが、管理業務の中で発見される機器不良や故障等の対応は、町担当者が状況を確認したうえで調達事務を行う体制となっている。

今後は、これらの機器の修繕や更新も含めた経費の節減や、職員の負担軽減策について検討を行う。

7.4 その他の経営基盤の強化に関する事項

今後は施設の改築更新や延命化対策等に伴い、投資金額が一時的に増加する見込みであり、安定した財源の確保が必要となる。国庫補助金を活用するとともに、維持管理費の削減、水洗化率の向上等の経営努力を図る。

7.5 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

計画期間である今後10年間は、収支の合計額はプラスマイナスゼロとなる見込みである。

ただし、収支不足が発生する状況が見込まれる場合は、経費節減を行いながら、繰入金や起債計画など検討し、資金不足の解消に努める。

7.6 資金管理・調達に関する事項

機能診断調査や最適整備構想に基づいた施設の延命化対策等を検討し、これを実施することにより費用を平準化し、計画的な投資を図る。資金については国庫補助金、起債、繰入金を確実に確保するとともに、水洗化率の更なる向上及び適正な使用料への改定による収入の増加を図る。

7.7 情報公開に関する事項

本計画は七戸町ホームページで公開する予定である。

7.8 その他重点事項

(1) 経費の削減

①維持管理費の削減

処理場の維持管理について、近隣他都市と連携した広域的な維持管理委託の導入など経費削減に繋がる検討を行う。

②動力費の削減

機器更新の際に省エネタイプを選択する等により動力費の削減を図る。

(2) 水洗化率、収納率の向上

水洗化率向上の取組により、使用料収入が増加することで徐々に向上する見込みであるが、町の広報やホームページの活用によるPRや戸別通知等を実施し、水洗化率の向上、収納率の向上を図り、安定した財源の確保を目指す。

7.9 目標に向けたロードマップ

今後の目標達成に向け、次のスケジュールで取組みを実施する。

なお、進捗状況を勘案し、ロードマップと乖離が生じた場合は、評価・是正を行う。

表 4.7.1 目標に向けたロードマップ

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
経営戦略計画期間										
経営指標の検証										
水洗化率・ 収納率向上の取組										
投資財政計画見直し					●					●
使用料改定 の必要性検討					● (検討)	● (協議)				● (検討)
経営戦略の改定作業					●					●

7.10 経営戦略の進捗管理

経営戦略は、今後の本町の下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針となる。策定して終わりではなく、確実に事業を実施し、進捗度合いを管理していくことが重要となる。

事業の進捗については、総務省公表の経営比較分析を活用し、毎年度事業の進捗を確認する。また、3～5年に1回程度の経営戦略の見直しを行う計画とする。なお、社会情勢、経営、財政の条件が大幅に変更となった場合には、途中年度においても見直しを検討する。

見直しを行う際には、計画と実績の乖離及びその原因を分析することにより、PDCAサイクルを活用したスパイラルアップを図りつつ、様々な視点での検討を行う。



図 4.7.1 PDCAサイクル